

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和元年5月9日 07時40分ごろ
発生場所	関門港若松区 <small>さかいがわ</small> 堺川公共岸壁 小倉日明第2防波堤灯台から真方位257° 1.5海里付近 （概位 北緯33° 54.3′ 東経130° 51.0′）
事故の概要	貨物船第一東宝丸 <small>とうほう</small> は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第一東宝丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134649、サンパール株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に破口 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船の状態で、関門港若松区堺川公共岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けする目的で、約1.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で堺川口船だまりに進入した。</p> <p>本船は、船長が、本件岸壁の手前約30mで右舷錨を投下して右舵を取って右回頭し、主機を使用しながら約0.5knの速力で本件岸壁に近づいているとき、風力4の風を右舷方から受けて左舷船首部が本件岸壁に接近したので、全速力後進としたが間に合わず、左舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本船にスラストが備えられておらず、本件岸壁に対する進入角度が大きかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、右舷方から風を受ける状況下、着岸作業中、本件岸壁に対する進入角度が大きかったことから、左舷船首部が本件岸壁に接近し、主機を全速力後進としたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、右舷方から風を受ける状況下、着岸作業中、本件岸壁に対する進入角度が大きかったため、左舷船首部が本件岸壁に接近し、主機を全速力後進としたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・着岸作業においては、風潮流の向き及び強さ、岸壁との距離、進入角度などを考慮し、船体の動きを予測しながら操船すること。